

「海岸巡防機関海域法執行作業規範」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 越智, 均, OCHI, Hitoshi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000168

【資料】

「海岸巡防機関海域法執行作業規範」

越智 均

《海岸巡防機関海域執法作業規範》

1 海岸巡防機関の法執行根拠

2013年4月11日に「日台漁業取り決め」が締結され、これに引き続く形で、同年5月7日「日台漁業委員会第1回会合」が台北において開催された。同会議には、日本側は交流協会、水産庁、外務省、海上保安庁、沖縄海区漁業調整委員会などの関係者が、台湾側からは亜東関係協会、外交部、海岸巡防署、漁業署、漁業団体の関係者が出席した。なお、台湾側機関の一つである海岸巡防署（以下、「海巡署」）は、海難救助などの海上保安業務や学術面での交流を通じて、今後、海上保安庁との密接な協力関係が期待される台湾を代表する海上法執行機関である。

海巡署は、2000年1月28日、海洋と海岸を一体化した法執行体制の構築を図って、国防部海岸巡防司令部、内政部警政署水上警察局及び財政部関税総局所属船艇が統合され成立した台湾の海岸巡防機関（以下、「海巡機関」）である。同署が成立した時点における職員構成は、一般、軍、警察、税関から成る混在形態¹であり、純然たる警察機関として発足した組織ではなかった。同年1月26日に公布された台湾海上法執行の基本法ともいえる「海岸巡防法²」は、こうした混在形態に起因する法執行面の弱点を補うため、海巡機関職員の犯罪捜査に対して一定の制限を加えている³。具

1 《行政院海岸巡防署組織法》第 22 条：本署軍職人員之任用，不得逾編制員額三分之二，並應逐年降低其配比；俟本法施行 8 年後，本署人員任用以文職人員為主，文職人員之任用，依公務人員任用法規規定辦理。「本署軍職者の任用について、編成定員の 3 分の 2 を超えてはならず、毎年比率を下げなければならない。本法施行 8 年後、本署職員の任用は一般職を主とし、一般職の任用については公務員任用法令に従って実施する。」

2 越智均 中華民国「海岸巡防法」海上保安大学校研究報告第 57 巻第 1 号通巻第 95 号参照（平成 24 年度）PP89-110. 参照。

3 越智均 中華民国「海岸巡防法」海上保安大学校研究報告第 57 巻第 1 号通巻第 95 号（平成 24 年度）PP89-110. 脚注 16)、17)。一般職 2 など、大佐、警監、関務監は検察官に協力し捜査を行う司法警察官に属する。一般職 3 等、大尉、警正、関務員は

体的には、元の身分が司法警察でない海巡機關職員は、司法警察専門技能訓練⁴を受け、一定の法執行能力を身に付けなければならず、そうした後に初めて法執行任務に就くことができるのである。また、同法第11条⁵の中で、海巡機關は事件の性質に応じて、国防、警察、税関などの関係機関と事件処理に関する調整、連携を行う必要がある旨規定されており、複数組織が統合されて成立した海巡署の複雑な一面をうかがわせるものとなっている。

海巡署の所掌事務について、同署ホームページが紹介する内容は、①海岸管制区の管制及び安全維持に関する事項、②入出港船舶などの安全検査に関する事項、③海域、海岸、河口及び不開港における密輸取締り、不法出入国防止並びに通商港における安全検査、その他犯罪捜査に関する事項、④海域及び海岸巡防涉外事務に係る調整、調査及び処理に関する事項、⑤密輸情報収集、スパイ潜入及び安全情報の調査処理に関する事項、⑥海洋事務の研究発展に関する事項、⑦海上交通秩序の管制維持、海上救難、海上災害救助及び海上紛争の処理、漁業巡視及び漁業資源保護並びに海洋環境保全に関する事項、⑧その他海岸巡防に関する事項、以上8項目である。

検察官の指揮に従う司法警察官に属する。他の職員は検察官及び司法警察官の命令を受けて犯罪捜査を行う。

4 《海岸巡防機關人員司法警察專長訓練辦法》：同規則は2000年8月5日制定後、2003年7月29日修正されている。同規則の概要は次のとおりである。海巡機關の職員は、「海岸巡防法」第4条に従って犯罪捜査任務を遂行する職員について、元々の身分が司法警察である者を除き、本規則に従って司法警察専門訓練を受けなければならない。同訓練は海洋巡防総局、海岸巡防総局又は司法警察専門訓練を実施する能力を有する他機関に委託して実施する。訓練期間はクラスに応じて、4週間、6週間又は8週間と規定されている。訓練課程には法律課程及び専攻課程があり、訓練成績が合格のものについては海巡署が合格証書を発行し、成績が不合格であり又は訓練を取りやめたものについては、個人成績に記録される。

海巡法規査詢系統 首頁> 行政規則> 海岸巡防機關人員司法警察專長訓練辦法
<http://www.cga.gov.tw/wralawgip/cp.jsp?displayLaw=true&lawId=8a8aad5250a842401250a9bfa37000b>

5 《海岸巡防法》第11條：巡防機關與國防、警察、海關及其他相關機關應密切協調、聯繫；關於協助執行事項，並應通知有關主管機關會同處理。前項協調聯繫辦法，由巡防機關會同有關機關定之。「巡防機關は国防、警察、税関及びその他関係機関と密接な調整連携を図らなければならない。協力事項については、関係主管機関に通知のうえ連携して処理しなければならない。前項の調整連携規則については、巡防機関が関係機関と連携してこれを定める。」

なお、海域、海岸の巡防面の国家安全情報に係る部分については、国家安全局による指導、調整及び支援を受けるとされている⁶。

「海岸巡防法」は台湾の海域、海岸における秩序維持、資源の保護利用、国家安全確保及び人民權益保障を目的として制定され、既に紹介した海巡署の所掌事務である①～⑧の事項を海巡機関の業務として定め、「開港における安全検査」「海域、海岸、河口、不開港及び領海内における船舶立入検査の実施」「船舶書類、航海記録を含む航海関係資料の提出命令」「被疑船舶に対する停船、回航命令」「台湾海域の秩序や安全を害する恐れがある船舶に対する継続追跡、臨検、退去、逮捕、差押え及び留置措置」など、業務遂行上必要とされる職務権限について規定したものである。また、密輸及び不法入出国の取締りを強く意識して制定されたようであり、海岸入出路における検査や管轄区域外での捜査及び証拠収集のほか、税関との関係などについて、詳細な規定が設けられている。

2 「海岸巡防機関海域法執行作業規範⁷」の概要

本稿で取りあげる「海岸巡防機関海域法執行作業規範（以下、『作業規範』）」は、海巡機関が「海岸巡防法」に基づき業務を遂行する場合の指針を示した具体的規範である。「海岸巡防法」を海上法執行面の基本法であるとすれば、「作業規範」は台湾が置かれた複雑な立場を反映し、現実的な対応を念頭に置いた実務的規範であり、管轄海域や事件処理要領につ

6 行政院海岸巡防署〈海巡簡介〉本署簡介〉業務職掌：本署為維護台灣地區海域及海岸秩序，與資源之保護利用，確保國家安全，保護人民權益，依法負責掌理下列事項：一、海岸管制區之管制及安全維護事項。二、入出港船舶或其他水上運輸工具之安全檢查事項。三、海域、海岸、河口與非通商口岸之查緝走私、防止非法入出國、執行通商口岸人員之安全檢查他犯罪調查事項。四、海域及海岸巡防涉外事務之協調、調查及處理事項。五、走私情報之蒐集，滲透及安全情報之調查處理事項。六、海洋事務研究發展事項。七、執行事項：（一）海上交通秩序之管制及維護事項。（二）海上救難、海洋災害救護及海上糾紛之處理事項。（三）漁業巡護及漁業資源之維護事項。（四）海洋環境保護及保育事項。八、其他有關海岸巡防之事項。有關海域及海岸巡防國家安全情報部分，並受國家安全局之指導、協調及支援。

<http://www.cga.gov.tw/GipOpen/wSite/ct?xItem=3762&ctNode=783&mp=999>（閲覧日 2014.10.21）

7 《海岸巡防機關海域執法作業規範》

海巡法規查詢系統 首頁〉行政規則〉海岸巡防機關海域執法作業規範

<http://www.cga.gov.tw/wralawgip/cp.jsp?displayLaw=true&lawId=8a8aadb52510d96f01251104f3e00004>（閲覧日 2014.10.21）

いて「海岸巡防法」を補填し、尖閣海域や南シナ海における法執行任務の原則を示し、兩岸関係に基づく大陸船舶の取扱いに留意した内容となっている。

「作業規範」は「海岸巡防法」に基づいて2002年2月7日に制定された後、2003年10月15日、2005年3月28日、2005年11月28日の修正を経て現在の内容となっている。「作業規範」は全5章157条から成り、同規範を国家海域管轄権維持のための職務執行上の準拠として位置付けたうえで、海上法執行に関する具体的な規定が設けられている。海巡署を頂点とする台湾海巡機関をより正確に理解し、台湾をめぐる海洋安全保障システムについて考察するうえで重要な規範である。「作業規範」にある規定の中から兩岸関係や他機関との関係に着目して関連条項を抜粋し、以下にその概要を取りまとめる。

(1) 適用範囲（第2条）

「作業規範」の適用水域については第2条に規定がある。同規範の適用範囲を、①内水、②領海、③接続水域、④排他的経済水域、⑤大陸棚、⑥公海上で管轄権を行使し得る事項、⑦制限、禁止水域、に区分したうえで、第2章においてその画定方法や当該水域における権限を規定している。なお、⑦の制限、禁止水域の設定については、「台湾地区及び大陸地区人民關係条例⁸（以下、『兩岸人民關係条例』）」第29条⁹を根拠とするものであり、国防部が公告し当該範囲が示されている。「台湾海洋2010¹⁰」第3

8 《臺灣地區與大陸地區人民關係條例》第1條：國家統一前，為確保臺灣地區安全與民眾福祉，規範臺灣地區與大陸地區人民之往來，並處理衍生之法律事件，特制定本條例。「國家統一前、台灣地區之安全與大眾之福祉を確保することを目的に、台灣地區及び大陸地區人民往來を基準化し、法律案件を処理する」と本条例の目的を定めている。

9 《兩岸人民關係條例兩岸人民關係條例》第29條：大陸船舶、民用航空器及其他運輸工具，非經主管機關許可，不得進入臺灣地區限制或禁止水域、臺北飛航情報區限制區域。前項限制或禁止水域及限制區域，由國防部公告之。第一項許可辦法，由交通部會同有關機關擬訂，報請行政院核定之。「大陸船舶、民間航空機その他の運輸手段は、主管機関の許可なく、台湾地区制限、禁止水域、台北飛行情報区制限区域に進入してはならない。前項の制限、禁止水域及び制限区域については、国防部がこれを公告する。第1項の許可方法は交通部が関係機関と協議のうえ制定し、行政院に報告し審査決定を行う。」

10 《台湾海洋2010》：海岸巡防署>出版品>図書

http://www.cga.gov.tw/GipOpen/wSite/lp?ctNode=6522&mp=999&idPath=1166_6520_6522（閲覧日2014.10.21）

章「我国之藍色国土」の中で、制限、禁止水域の設定に関する説明が掲載されており、関係部分について以下に概要を取りまとめる。

「兩岸人民關係條例」の規定に従って、大陸船舶については、政府公船及び民間船舶を問わず、主管機関の許可なく制限、禁止水域に進入することはできない。制限、禁止水域は、その大部分が領海及び接続水域と一致するものであるが、制限、禁止水域は兩岸関係の実情に即して特別に設定された水域管轄制度である。なお、設定理由として以下の点が挙げられる。

- ① 「兩岸人民關係條例」が制定された当時、「台湾地区」及び「大陸地区」を以て、相互に位置付けが為されており、兩岸間で管轄範囲について異論があり、国際法上の原則を直接適用すべきものではない。
- ② 中国大陸は台湾海峡問題の解決手段としての武力行使を放棄しておらず、敵意ある大陸船舶に対して、何ら管制措置を講ずることなく台湾付近海域¹¹において自由に航行させることはできない。

国防部が「兩岸人民關係條例」に基づき公告した制限、禁止水域と台湾の領海及び接続水域の相互関係は次のとおりである。

- ① 領海及び接続水域と一致するものには台湾、澎湖、緑島、蘭嶼、彭佳嶼、小琉球、七星岩及び東沙周辺などがあり、制限水域の範囲は 24 海里、禁止水域の範囲は 12 海里である。
- ② 範囲が未定のものには金門、東碇、烏坵、馬祖、亮島、東引及び南沙群島がある。群島基線¹²により画定されているため、各島嶼で異なる制限、禁止水域が設定されている。金門、東碇、烏坵、馬祖、亮島及び東引については台湾が実効支配しているものの、兩岸関係に配慮し現在のところ領海基線、領海及び接続水域の外側の線を公告しておらず、故に制限、禁止水域と領海及び接続水域が一致するか否かについては、今なお未定である。一方、南沙群島については、同海域の伝統的 U 字線の内側にある南沙群島の島嶼は何れも台湾の領土である。ただし、領海基線は直線基線と通常基線の混合基線法¹³を採用し、基点の名称、経緯度、海図などについては行政院が別に公表する予定となっている。このため、同地区の太平島の制限、禁止水域の範囲は既に公表されているものの、

11 《台灣地區鄰近海域》。

12 《採多邊形劃法設》。

13 《採直線基線及正常基線混合基線法》。

制限、禁止水域と領海及び接続水域が一致するか否かについては、今のところ未定の状態である。

3章2節3「制限、禁止水域の範囲」において、南沙（太平島）や金門、東碇、烏坵、馬祖、亮島、東引地区の制限、禁止水域について、水域図とともに具体的に提示されている。

「作業規範」第3条は、海巡機関職員が職務執行に当たって管轄権に関して留意すべき点を定めているが、概要は以下のとおりである。

- ① 本国船舶については旗国管轄原則に基づいて管轄権を行使する。
- ② 本国船舶の犯罪者については自国の領域内における犯罪とみなす。
- ③ 外国船舶については国際慣例又は国際法に留意する。
- ④ 大陸船舶については「兩岸人民關係條例」その他関係法令に従って処理する。

(2) 国防部との関係（第8条）

既に述べたが、海巡機関による国防部、警察、税関など他機関との連携については「海岸巡防法」第11条に規定がある。「作業規範」第8条は、海巡機関と国防部の協力連携について以下の規定を設けている。

- ① 海巡機関及び国防部が海上任務に関して協力連携や相互支援を行う場合は、「行政院海岸巡防署及び国防部協力連携規則¹⁴（以下、『協力連携規則』）」及び「行政院海岸巡防署海洋巡防総局及び国防部海軍総司令部海上任務綜合支援協定書¹⁵（以下、『海上任務綜合支援協定書』）」に従って実施する。
- ② 海上紛争、非武装艦船の活動及び国防軍事に係る事務を除くものについては、海巡機関が対応する。
- ③ 軍艦の活動、国防軍事に係る事務に関するものについては、国防部が対応する。
- ④ 両機関は相互に協力を依頼できる。

14 《行政院海岸巡防署與國防部協調聯繫辦法》
海巡法規查詢系統 首頁> 法規命令> 行政院海岸巡防署與國防部協調聯繫辦法
<http://www.cga.gov.tw/wralawgip/cp.jsp?displayLaw=true&lawId=8a8aadb52510d96f01251104f3e00004>（閲覧日 2014.10.21）

15 《行政院海岸巡防署海洋巡防總局與國防部海軍總司令部海上任務綜合支援協定書》：「協力連携規則」第8条第1項において明示されているものの、入手に至っていない。

「協力連携規則」は2001年7月25日に公布された。協力項目は、①海巡署軍職員と国防機関又は部隊職員の相互派遣、②国防部に委託して実施する海巡署軍職員の教育訓練、③海岸管制区の画定、管制区内施設の運用、④海岸巡防任務に関する国防部からの各種資料提供及び鑑識面の支援、⑤海巡署職員の海外派遣、情報収集に対する国防部の在外機関による支援、⑥海巡署と国防部間の気象情報などの相互提供、⑦国防部に委託して実施する海巡任務に必要とされる偵察装備品の研究及び補充、⑧海巡機関の武器、弾薬、通信装備などに対する国防部による支援、⑨国防部が海巡署に委託して実施する東沙、南沙地区の重要軍事施設管制区の検査及び管制、⑩海巡署が実施する武器、弾薬の離島地区輸送に対する国防部による支援、⑪相互支援協力に係る秘密保持、⑫戦時における指揮、管制及び情報ネットワークの構築、⑬海巡署勤務指揮センター、国防部戦情センター間の定時連絡、⑭海巡機関と国防機関の相互支援、⑮国防機関の年度戦備演習訓練、机上演習及び作戦計画法案作成に対する海巡機関による協力、以上15項目に及んでいる。

(3) 外国軍艦又は政府公船の領海通過に係る事前通告（第18条）

外国軍艦又は政府公船が領海を通過する場合の事前通告については「作業規範」第18条に規定がある¹⁶。同規定によれば、外国軍艦又は政府公船は中華民国領海を通過するに当たって、事前に外交部に告知しなければならず、領海通過に際して事前通告を求める内容となっている。また、これら艦船が領海に関する法令を遵守せず、こうした状況において法令遵守要求に従わないものについては、領海から退去するよう要求するとともに、国防部に通報して調査処理を行うこととしている。

(4) 排他的経済水域における巡防任務の遂行（第26条）

排他的経済水域巡防任務の実施について、「作業規範」第26条¹⁷は「排他的経済水域における巡防任務の遂行に当たって、政府が公告し又は画定

16 十八、外國軍用或公務船舶通過我國領海應先行告知外交部。外國軍艦或公務船舶，不遵守我國領海法規且不理會我國向其提出遵守法規要求者，得要求其立即駛離領海，並通報國防部查處。

17 二十六、執行專屬經濟海域巡防勤務，在政府公告或核定之海域，本「不衝突、不退讓」態度，儘量以平和方式維護我國專屬經濟海域主權權利。未公告部分，援用國際慣例或視兩岸情勢，並以「共管共用、平等互惠」原則處理。

した海域¹⁸においては、『衝突回避、不退転』の態度を堅持し、できる限り平和的な手段によって排他的経済水域の主権的権利を維持する。未だ公告していない部分については、国際慣例を準用し又は兩岸情勢を重視し、『共管共用、平等互惠』の原則に従って処理する。」と規定している。台湾は2003年11月7日、独自の「中華民國第一群排他的經濟水域暫定法執行線（以下、『暫定法執行ライン』）」¹⁹を設定し、漁業巡視などに当たってきた。「台湾海洋2010」第3章「我国之藍色国土」では同ラインについて、「そもそも排他的經濟水域の重複については周辺国家との境界協議により解決すべきものであるが、周辺諸国との協議は今のところ同意に至っておらず、漁業者の權益を保護するため、暫定法執行ラインを制定して海上法執行の根拠としている。但し、当該暫定法執行ラインは政府による最終的な排他的經濟水域の外側限界線及び漁業権の主張範囲ではない。」との解説が示されており、漁業權益への強い意識がうかがわれる。

(5) 制限、禁止水域の大陸船舶の処理（第38条、第39条、第40条）

制限、禁止水域における大陸船舶の処理は、「作業規範」第38条²⁰の規定に従って「兩岸人民關係条例」の規定を優先し、国防部が公告した制限、禁止水域の範囲において実施される。大陸船舶が許可なく制限、禁止水域に進入した場合は、「作業規範」第39条²¹に従って処理することになるが、その内容は以下のとおりである。

18 《中華民國專屬經濟海域及大陸礁層法》第3條：中華民國專屬經濟海域及大陸礁層之外境界線，由行政院訂定，並得分批公告之。「中華民國の排他的經濟水域及び大陸棚の外側境界線については、行政院が決定するとともに、群別に公告する。」

《中華民國專屬經濟海域及大陸礁層法》第4條：中華民國之專屬經濟海域或大陸礁層，與相鄰或相向國家間之專屬經濟海域或大陸礁層重疊時，其分界線依平衡原則，以協議方式劃定之。前項協議未能達成前，得與相鄰或相向國家基於諒解及合作之精神，作成過渡時期之臨時安排。前項臨時安排不妨礙最後分界線之劃定。「中華民國排他的經濟水域又は大陸棚について、隣接しているか又は向かい合っている国との間で排他的經濟水域又は大陸棚が重複している場合、その境界画定は平衡原則に基づき、協議方式によりこれを画定する。前項協議が合意に至るまで、隣接しているか又は向かい合っている国との間で理解と協力の精神に従って、過渡期における臨時的な配置を行う。前項の臨時的な配置は最終的な境界線画定を妨げるものではない。」

19 《中華民國第一批專屬經濟海域暫定執法線》

20 三十八、對於大陸地區人民及船舶之處理，應優先適用臺灣地區與大陸地區人民關係條例之規定，並依國防部公告之限制及禁止水域範圍執行之。禁、限制水域外，對大陸船舶處理方式，依本規範第三章第六節執行之。

21 三十九、大陸船舶未經許可進入臺灣地區限制或禁止水域，依下列規定處置：（一）進入限制水域者，予以驅離；可疑者，命令停船，實施檢查。驅離無效或涉及走私者，

- ① 制限水域に進入したものについては、これを退去させる。疑わしい場合は停船を命じ、検査を実施する。退去を促すも効果がないもの又は密輸犯については、当該船舶、物品を差し押さえ、関係者を留置する。
- ② 禁止水域に進入したものについては、強制的にこれを退去させる。疑わしい場合は停船を命じ、検査を実施する。退去を促すも効果がなく又は密輸犯、密漁犯については、当該船舶、物品を差し押さえ、関係者を留置する。
- ③ 制限、禁止水域に進入し漁労その他の違反行為に及んだものについては、当該船舶、物品を差し押さえ、関係者を留置することができる。
- ④ ①～③の大陸船舶が停船を拒絶し又は差押えを拒否した場合は警告射撃を行うことができる。警告の効果がない場合は、船体射撃を行って強制的にこれを停船させることができる。敵対行為に及んだものについては、これを撃破することができる。

大陸政府公船が許可なく制限、禁止水域に進入した場合は「作業規範」第40条²²に従って処理することになるが、その内容は以下のとおりである。

- ① 対等、相互尊重の原則を堅持し、双方が海上秩序を維持し、兩岸人民の生命、財産の安全を確保する。
- ② 関連事件の処理に当たっては、法に基づき、紛争を避け、衝突を激化させず、法治平和を旨とするとともに、恐れず、回避せず、屈せずの態度を堅持する。
- ③ 関連事件は優先的に本署情報処へ通報し又は許可された機関、職場及び職員を通じて、大陸地区関係機構と調整連携を実施するとともに、所定の報告手続き²³に従って事実を報告する。

扣留其船舶、物品及留置其人員。(二) 進入禁止水域者，強制驅離；可疑者，命令停船，實施檢查。驅離無效、涉及走私或從事非法漁業行為者，扣留其船舶、物品及留置其人員。(三) 進入限制、禁止水域從事漁撈或其他違法行為者，得扣留其船舶、物品及留置其人員。(四) 前三款之大陸船舶有拒絕停船或抗拒扣留之行為者，得予警告射擊；經警告無效者，得直接射擊船體強制停航；有敵對之行為者，得予以擊燬。

22 四十、對於大陸公務船舶，應依下列原則處理：(一) 秉持對等、相互尊重之原則，共同維護海上秩序，確保兩岸人民生命、財產之安全。(二) 對相關案件處理，以「依法執行，不引發事端、不升高衝突、平和法治」為處理原則，並本「不畏懼、不迴避、不示弱」之堅定立場。(三) 相關事件應優先通報本署情報處或經核准之機關、單位、人員，俾與大陸地區相關機構進行協調、聯繫，並依三線報告之程序陳報。

23 《三線報告之程序》：務指揮センター、主管機關係列、業務機關係列への報告手続きであると思われる。

(6) 涉外及び兩岸事務事件（第 98 条、第 101 条、第 109 条、第 112 条）

海上における涉外事件の取扱いは複雑である。「作業規範」第 98 条は海域における涉外事件の取扱いについて規定しており、先ず涉外事件の発生海域の管轄権を決定し、管轄権に問題がある場合は、国際慣例に従い、外交ルートを通じて処理し又は主管機関の調整によって処理する。海巡署勤務指揮センターは必要に応じて外交部、交通部、国防部、行政院農業委員会漁業署、行政院国家搜索救助指揮センターなどに通報し、連携して処理を行い、警察機関及び当方部隊に対し派遣支援の協力要請を行うことができる。兩岸事務事件については「作業規範」第 109 条、第 112 条に関係規定がある。海巡署勤務指揮センターは大陸政府公船による台湾又は大陸の民間船舶の追跡逮捕に関連する情報を入手した場合、事件処理のため艦艇を派遣する。詳細については、末尾に仮訳を付しているが、大陸政府公船と被追跡船舶の双方が制限、禁止水域の内側（或いは外側）であるのか、大陸政府公船又は被追跡船舶の一方のみが制限、禁止水域の内側にあるのかなどの条件によって、その対応は異なるものとなる。被追跡船舶が大陸民間船舶である場合は、必要に応じて兩岸間の取決めに従って処理を行う。なお、被追跡船舶が管轄海域を離れ又は大陸側の水域に進入した場合は、追跡逮捕を中止し、兩岸仲介団体を通じて捜査、逮捕への協力依頼を行うことになる。

尖閣諸島及び南シナ海の海域で発生した事件の処理原則については、「作業規範」第 101 条に規定がある。尖閣諸島海域については、①尖閣諸島の主権を堅持する、②理性を持って平和的に処理する、③解決に当たって中国共産党とは協力しない、④漁業権益を優先する、以上 4 点の原則が示されており、同海域に対する主権を主張していくうえで、大陸との連携を否定した内容となっている。台湾は「魚釣島及び付属島嶼は台湾固有の領土であり、『台湾宜蘭縣頭城鎮大溪里』の行政管轄に属する」と主張している。海巡署は尖閣海域において、「漁船あるところに海巡署艦艇あり」との原則に基づき、同海域における台湾漁船の漁労と安全を保護し、他国（他地区）操業漁船の排除に取り組むとの方針を示している。

南シナ海については、1993年に制定した「南シナ海政策綱領²⁴」に基づいて、「U字線（11段線）」内の海域を「歴史的水域」とし、同海域の管轄権を主張している。①主権を堅持する、②開発管理を強化する、③協力を推進する、④問題を平和的に処理する、⑤生態環境を保護する、以上5点が原則として示されており、尖閣諸島海域との比較において、島嶼、環礁の実行支配を意識した内容となっている。同海域では、東沙島（東沙環礁）と南沙諸島太平島の沿岸海域を巡視するため海巡艇を配備し、各1個海巡分隊が派遣され巡視任務に当たっているほか、大型巡防艦船による定期巡視が行われている²⁵。このほか、2013年5月9日、台湾、フィリピン双方が排他的経済水域を主張する海域で発生したフィリピン沿岸警備隊による台湾漁船「廣大興 28 號」銃撃事件を受け、海巡署は同種事案の再発を防止するため、漁業巡視の強化を図っている²⁶。

本稿末尾に「作業規範」の総則及び第三章第六節部分の仮訳を添付する。

3 海巡機関と海軍の関係

1998年に「領海及び接続水域法」及び「排他的経済水域及び大陸棚法」が公布されるまで、24海里外の台湾管轄海域における法執行主体は海軍

24 《南海政策綱領》前言：南沙群島、西沙群島、中沙群島及東沙群島，無論就歷史、地理、國際法及事實，向為我國固有領土之一部份，其主權屬於我國。南海歷史性水域界線內之海域為我國管轄之海域，我國擁有一切權益。我國政府願在和平理性的基礎上，及維護我國主權原則下，開發此一海域，並願依國際法及聯合國憲章和平解決爭端。「南沙群島、西沙群島、中沙群島及び東沙群島は、歴史、地理、國際法及び事実を問わず、かねてから我が国固有の領土の一部であり、主権は我が国に属す。南シナ海歴史的水域境界線内の海域は我が国の管轄海域であり、我が国は權益の全てを有している。我が国政府は平和、理性を基礎とし、我が国主権を維持することを原則として、同海域の開発に当たることを願うとともに、國際法及び国連憲章に基づく紛争の平和的解決を願う。」行政院海岸巡防署 > 出版品 > 圖書 附錄 7 南海政策綱領 <http://www.cga.gov.tw/GipOpen/wSite/public/Attachment/f1259488571867.pdf>（閲覧日 2014.10.21）

25 廖雲宏 周志昌「台湾地区海域法執行政策の回顧と展望」中央警察大学第 20 回水上警察學術検討会 PP14。参照。
<http://www.cga.gov.tw/GipOpen/wSite/public/Attachment/f1389577515819.pdf>（閲覧日 2014.11.4）

26 廖雲宏 周志昌「台湾地区海域法執行政策の回顧と展望」中央警察大学第 20 回水上警察學術検討会 PP11-12。参照。
<http://www.cga.gov.tw/GipOpen/wSite/public/Attachment/f1389577515819.pdf>（閲覧日 2014.11.4）

であった。一方で、刑訴法第 229 條～第 231 條のそれぞれ第 1 項の規定²⁷により、警察権限を行使できるのは警察、憲兵及び特定事項に対して警察権限を行使し得るものに限定されており、海軍による警察権限行使のための法的根拠が欠如している状況にあった。外国船舶の違法行為に対しても退去を促すのみであり、こうした状況を改善するため「領海及び接続水域法」及び「排他的經濟水域及び大陸棚法」を制定し法執行効果の向上を図った。これら法律の規定を根拠とした違法行為の処理方法は以下のとおりである。

- ① 領海及び接続水域において関係法令に違反する恐れがある場合、国防、警察、税関又は他機関の職員は「領海及び接続水域法」第 17 條²⁸の規定に従って継続追跡、臨検を行うほか、拘留、逮捕、留置など必要な措置をとり、相互協力や事件処理を引き継ぐことができる。
- ② 排他的經濟水域及び大陸棚において関係法令に違反する恐れがある場合、国防、警察又は他機関の職員は「排他的經濟水域及び大陸棚法」第 16 條²⁹の規定に従って継続追跡、臨検を行うほか、強制退去、逮捕など必要な措置をとり、当該船舶、航空機などを差し押さえ、訴訟を提

27 第 229 條：下列各員，於其管轄區域內為司法警察官，有協助檢察官偵查犯罪之職權：一、警政署署長、警察局局長或警察總隊總隊長。二、憲兵隊長官。三、依法令關於特定事項，得行相當於前二款司法警察官之職權者。「以下の職員は、当該管轄範圍内の司法警察官であり、檢察官に協力して犯罪を捜査する権限を有する。一、警政署署長、警察局局長又は警察總隊總隊長。二、憲兵隊長官。三、特定事項について、前二款の司法警察官に相当する職權を行使できるもの」。第 230 條：下列各員為司法警察官，應受檢察官之指揮，偵查犯罪：一、警察官長。二、憲兵隊官長、士官。三、依法令關於特定事項，得行司法警察官之職權者。「以下の職員は司法警察官であり、檢察官の指揮を受け、犯罪を捜査する。一、警察官長。二、憲兵隊官長、士官。三、特定事項について、司法警察官の職權を行使できるもの」。第 231 條：下列各員為司法警察，應受檢察官及司法警察官之命令，偵查犯罪：一、警察。二、憲兵。三、依法令關於特定事項，得行司法警察之職權者。「以下の職員は司法警察であり、檢察官及び司法警察官の命を受け、犯罪を捜査する。一、警察。二、憲兵。三、特定事項について、司法警察の職權を行使できるもの」。

28 《領海及鄰接區法》第 17 條：中華民國之國防、警察、海關或其他有關機關人員，對於在領海或鄰接區內之人或物，認為有違犯中華民國相關法令之虞者，得進行緊追、登臨、檢查；必要時，得予扣留、逮捕或留置。前項各有關機關人員在進行緊追、登臨、檢查時，得相互替補，接續為之。

29 《專屬經濟海域及大陸礁層法》第 16 條：中華民國之國防、警察或其他機關，對在專屬經濟海域或大陸礁層之人或物，認為有違反中華民國相關法令之虞時，得進行緊追、登臨、檢查；必要時，得強制驅離、或逮捕其人員，或扣留其船舶、航空器、設備、物品等，並提起司法程序。

起することができる。

これらの法律は何れも国防機関、すなわち海軍に対して継続追跡や臨検などの警察権限を付与しており、現状において海軍がこうした権限を行使しているかのような印象を受けるものとなっている。しかし、実態としては、通常、海巡機関と海軍は海上において独立して各々の任務を遂行しているものであり、海巡機関は海上法執行を、海軍は制海権の確立を主要任務として固有の行動を展開している。本稿2項：「作業規範」の内容(2)国防部との関係(第8条)の中で既に触れたが、海巡機関は「協力連携規則」及び「海上任務綜合支援協定書」を制定し、海軍と間で相互連携の範囲及び時機、協力事項などに関する基準と為し、海上での経済的利益の維持、海上治安の維持、海難救助、漁業巡視や海上における違法行為の防止などの面で協力関係を構築してきた。しかしながら、こうした協力関係は、あくまでお互いの主要任務に影響を与えないことが前提となっている。なお、「海岸巡防署組織法」第24条³⁰は「本署及び所属機関は戦争又は非常事態において、行政院の命令に従って国防軍事作戦体系に組み込まれる」と定めており、同規定に従って海巡機関は戦争状態において何らかの軍事的任務を担うことになる。海巡署ホームページ「学術研究」に掲載されている第5回海洋事務論壇³¹に海巡機関と海軍の役割分担に関する記述があったので、以下にその概要を取りまとめる³²。

「2006 国家安全報告」の「海洋利益維持、藍色国土計画³³」に基づき、海洋の主権権利及び權益の確保を目的として、国家安全会議は次のような決定を行った。海軍と海巡は協力及び支援を強化しなければならない。一般的には、海軍の主要任務は侵略排除、航行護衛などであり、高度に特殊性を帯びた任務を遂行する。海巡の主要任務は漁業保護、密輸取締り、密航取締り、海難救助などであり、その特殊性は低い。海軍と海巡機関の任

30 《海岸巡防署組織法》第24條:本署及所屬機關，於戰爭或事變發生時，依行政院命令納入國防軍事作戦體系。

31 《第5屆海洋事務論壇》:東海大学社会科学院で2010年11月10日開催。
http://www.cga.gov.tw/GipOpen/wSite/lp?ctNode=1492&mp=study&idPath=1489_1492 (閲覧日 2014.11.4)

32 曹雄源《我國海洋力量建構及兩岸海洋事務合作探討》PP15-18。参照。
<http://www.cga.gov.tw/GipOpen/wSite/public/Attachment/f1294388695487.pdf> (閲覧日 2014.11.5)

33 《維護海洋利益，經略藍色國土》。

務の性質には重複する部分があり、平時において海巡は法執行機関であり、海軍はこれを支援する組織である。戦時において海巡は海軍の指揮下に入り作戦に協力することになる。一般的に、紛争海域や敏感な問題を抱える海域においては、軍事衝突へとエスカレートする事態を避けるため一義的に司法機関である海巡が対応すべきである。ただ、現状では海軍と海巡機関の交流機会は少なく、両者の間には今なお数多くの領域で埋めるべき溝がある。海巡と海軍は人的交流及び訓練、艦船技術、防火防水、海上救難のほか、艦船建造に関しても協力関係を密接にすべき部分があると結論付けている。

海巡と海軍の間ではガイドライン的性格を持つ「協力連携規則」及び「海上任務総合支援協定書」などによる形式的な整備は比較的進んでいる。一方で、実質的な協力連携関係を構築し、海上法執行能力を多角的、総合的に強化していくためには、なお解決すべき課題が山積しているというのが現状であろう。海軍がより広範な警察性任務を担えるよう関係法令の整備を進め、危機管理や平和維持活動の一環としての海賊対処のほか、日増しに先鋭化する南シナ海の海洋権益問題にも対応し得るような海軍の運用を図るべきとの意見も多い。また、将来的には海軍人員に一定の法執行能力を付与したうえで、海上法執行任務に従事させるといった状況も考えられる。海上保安庁が海岸巡防署や海洋巡防総局との協力関係を促進しようとする場合、海軍に付与されている警察権限や海軍による台湾海上法執行機関としての役割を正確に理解したうえで、個々具体的な協力項目について検討していく必要があるだろう。

なお、本研究は日本学術振興会の科研費 26257106 の助成を受けたものである。

海岸巡防機關海域執法作業規範（摘錄）

第一章 總則

一、為維護國家海域管轄權，作為執行法定職權之準據，特訂定本規範。

二、本規範適用範圍為我國內水、領海、鄰接區、專屬經濟海域、大陸礁層與公海上得行使管轄之事項及限制、禁止水域。

三、海岸巡防機關人員（以下簡稱海巡人員）執行職權時，應注意下列管轄權之事項：

（一）對於本國船舶應基於船籍國管轄原則，行使管轄權。在本國船舶內犯罪者，以在我國領域內犯罪論。

（二）對於外國船舶之管轄，應特別注意國際慣例或相關國際法之規定。

（三）對於大陸船舶之管轄，依臺灣地區與大陸地區人民關係條例及其他有關法令之規定處理。

（四）對於犯罪行為之偵查，應分別依領域管轄原則、國籍原則、被害人國籍原則、保護原則及普遍原則，行使管轄權。

四、各單位受理報案、發現犯罪嫌疑或其他危害情事時，不論其為特殊、重大或普通案件，均應立即反應，逐級報告各有關單位，報告時機如下：

（一）發現或發生之初。

（二）重要變化或重要階段告一段落時。

（三）結案時。

五、案件由轄區海巡隊負責處理。

在領域外之本國船艦上犯罪者，本署指派海巡隊前往押返，由船艦本籍地或犯罪後停泊地之海巡隊偵辦。

各海巡隊受理非屬其管轄案件，應為必要處置，並迅即通報移轉轄區海巡隊處理。

上級機關對於具體案件，得以命令指定管轄或移轉管轄。

轄區境界不明或對於轄區之爭議，由共同直接上級機關解決之。

六、遇有涉外或重大之案件，應依緊急應變小組及勤務指揮中心重大案件通報作業程序辦理。

七、各單位獲悉他轄區發生重大海域事故或因偵查案件之需要，應相互主動協調聯繫，提供必要協助，以發揮整體功能。

八、海岸巡防機關與國防部有關海上任務之協調聯繫、相互支援事項，依「行政院海岸巡防署與國防部協調聯繫辦法」及「行政院海岸巡防署海洋巡防總局與國防部海軍總司令部海上任務綜合支援協定書」辦理。

依事件之性質區分，海上糾紛、非武裝艦船活動及非屬國防軍事事務者，由海岸巡防機關處理；涉及軍艦活動、國防軍事事務者，則由國防部處理；雙方機關得依他方之請求相互協助。

九、海巡人員執行職務，應依規定穿著制服或出示證明文件，並隨時以照相、錄音、錄影或其他蒐證方式，保全相關事證，以為移送主管機關查處之依據。

有關筆錄製作要領，應依本署所訂定之「辦理偷渡、走私、非法捕魚、毒品等刑事案件偵查詢問要領彙編」與「司法警察機關辦理刑事案件偵查詢問要領彙編」及相關規定辦理。

十、海巡人員依法執行職務遇反抗或攻擊，必要時，得採下列措施：

(一) 艦、艇、船長或帶隊官應即下達並完成警戒部署，注意維護人員及裝備安全。

(二) 應與被檢船舶保持距離以雷達監控，同時全程錄影照相存證，並依規定通報反應。

(三) 對於反抗或攻擊行為，應以視聽音響設備實施警告制止，必要時得使用船上消防泵以強力水柱或對空鳴槍示警，制止繼續反抗或攻擊行為。

(四) 採行前款措施仍無法壓制時，可適當使用必要武力及申請後援，適法執行。

第三章 案件處理要領

第六節 涉外及兩岸事務案件

九十八、海域涉外事件應先確定發生海域之管轄權，遇有管轄權爭議時，應依國際慣例及透過外交或主管機關協調處理。

各級勤務指揮中心，必要時，並應通報外交部、交通部、國防部、行政院農業委會漁業署、行政院國家搜救指揮中心或其他目的事業主管機關等會同處理，並得協請警察機關或其他友軍派員支援。

九十九、對於權宜船上未涉及我國籍人民之刑事案件，除犯罪行為已擾亂我國安寧秩序、基於船旗國或船長之要求、普遍性管轄案件或其他依國際法我國得行使管轄權案件者外，不得對該船實施刑事管轄。

前項刑事案件之犯罪行為人或被害人為中華民國國籍者，基於國籍管轄原則，應明確主張我方具有刑事管轄權，並協調要求帶返我國偵辦，同時通報外交部循外交管道協調處理。

第一項所稱權宜船，係指於台灣地區及大陸地區以外之第三國登記之民用船舶，而該船舶所有人為中華民國國籍者。

一百、接獲領域外遭海盜、海上挾持或重大刑案，應即處理，若未能及時馳援或該船舶已進入他國領海者，應通報外交部及目的事業主管機關，並積極配合處理。

前項情形船籍所在地海巡隊應派員調查處理，並於船舶返港後報請海洋巡防總局指揮偵辦。

一百零一、對於釣魚台列嶼及南海諸島海域，應依下列原則處理：

（一）釣魚台列嶼海域：

1. 堅持主張對釣魚台列嶼之主權。
2. 以理性和平方式處理。
3. 不與中共合作解決。
4. 以漁民權益為優先考慮。

（二）南海諸島海域：

1. 堅定維護南海主權。
2. 加強南海開發管理。
3. 積極促進南海合作。
4. 和平處理南海爭端。
5. 維護南海生態環境。

一百零二、外國公務船舶航行於我國管轄海域，經確認單純航行者，持續監控至駛離，並記錄於航海日誌，必要時，全程錄影、拍照蒐證，依該公務船舶性質將蒐證資料傳送主管機關處理；大陸公務船舶航行於我國限制水域外之專屬經濟海域者，亦同。

一百零三、外國及大陸船舶經許可進行探勘、開發、海洋科學研究或捕魚行為，必要時，得於周邊海域實施警戒，以維護其安全，並將狀況回報。

一百零四、外國及大陸公務船舶於我國管轄海域，未經許可進行海洋科學研究、探勘，或進行與許可內容不符之行為者，處理方式如下：

（一）接獲通報：立即派遣巡防艦前往該海域。

(二) 偵蒐發現：利用巡防艦艇、航空器、雷達等裝備偵蒐，或聯繫國防部協助偵蒐，並即採監控行為。

(三) 通報主管機關：透過外交談判及協調機制管道，要求離開。

(四) 驅離措施：實施勸導驅離，其次，採取必要作為，最後採取強制驅離措施等，並通報國防部適時支援。

(五) 案件移送：將案件資料移送相關機關處理。

一百零五、外國民用船舶於專屬經濟海域未經許可進行海洋科學研究、探勘或捕魚行為，或經許可但進行與內容不符之行為者，得進行緊追、登臨、檢查，必要時，強制驅離、或逮捕其人員，扣留船舶、設備、物品等移送主管機關處理。

港澳地區民用船舶於專屬經濟海域未經許可進行海洋科學研究、探勘或捕魚行為，或經許可但進行與內容不符之行為者，除依港澳關係條例及平等互惠原則處理外，違反專屬經濟海域法規定者，視同外國船舶處理。

一百零六、外國及大陸公務船舶於相重疊海域，妨礙、危害我國籍船舶航行、作業，或驅離、企圖登臨、扣留船舶時，應優先保護我國籍船舶及人民安全，依實際需要協調國軍作戰指揮中心派遣機艦協助監控，並請外交、大陸事務及漁業主管機關協助處理，務必排除我國籍船舶之危害。

一百零七、發現有大陸軍艦於我方或鄰近水域航行，應保持監測，並立即向本署勤務指揮中心反映，同時通報國防部處理。

一百零八、對於大陸科研及情蒐等公務船舶，處理方式如下：

(一) 於限制、禁止水域內：要求該公務船舶立即離開限制、禁止水域，不遵守離開之要求者，予以驅離，並通報國防部、陸委會協同妥善處理。

(二) 限制水域外：單純航行者，先予嚴密監控，逐級向勤務指揮中心反映，並通報海軍戰情中心；如有科學研究或情蒐行為時，依第一百零七點規定處理。

前項標準作業流程如附圖一。

一百零九、各級勤務指揮中心接獲大陸公務船舶追緝我方或大陸民用船舶之通報時，應立即派遣艦艇前往，依下列方式處理：

(一) 大陸公務船舶及被追緝船舶均在限制、禁止水域外時：

1. 我方民用船舶被追緝者：依船旗國管轄優先原則，協調於海上適當處所製作筆錄後，人船由我方帶回。

2. 大陸民用船舶被追緝者：嚴密監控，並與勤務指揮中心保持聯繫，必要時，依兩岸共同打擊犯罪模式，給予協助。

(二) 大陸公務船舶或被追緝船舶已進入限制、禁止水域內時：

1. 大陸公務船舶進入限制、禁止水域內者：應要求大陸公務船舶退至限制水域外。

2. 我方民用船舶被追緝者：由海巡人員登檢該船並核對人員及船舶文書，製作登檢紀錄表。若查無違反本國法令之證據，應予放行或就近戒護返港；若經查獲違反本國法令之證據，則押返偵辦。

3. 大陸民用船舶被追緝者：由海巡人員登檢該船並核對人員及船舶文書，製作登檢紀錄表。若查無違反本國法令之證據，即驅離至限制水域外；若經查獲違反本國法令之證據，則押返偵辦，必要時，依兩岸共同打擊犯罪模式處理。

一百一十、海巡艦艇與大陸公務船舶對於同一事件，均主張管轄權時，依下列原則處理：

(一) 以共同打擊犯罪方式溝通處理，並支援優勢海巡艦艇，將我方涉案船舶、人員帶回處理。

(二) 如無法溝通協調時，應避免武力衝突，迅速通報相關單位請求支援，並為應變準備。

前點及本點標準作業流程如附圖二。

一百一十一、涉案之我方或大陸民用船舶往大陸方向逃逸時，海巡艦艇應全程蒐證並與勤務指揮中心密切聯繫，隨時定位確認所處海域。被追緝民用船舶如已超出我方管轄水域或進入大陸水域，應停止追緝並通報本署勤務指揮中心及情報處。

一百一十二、追緝涉案之我方或大陸民用船舶於超出我方管轄水域或進入大陸水域時，得視案件需要，透過兩岸中介團體通報協助查緝。

對有爭議案件，得依前項方式協調處理。

(仮訳)

海岸巡防機關海域法執行作業規範 (摘録)

第一章 総則

一 国家海域管轄権を維持し、法定職権を執行する準拠とするため、本規範を制定する。

二 本規範の適用範囲は、我が国内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚及び公海上で管轄権を行使し得る事項並びに制限、禁止水域である。

三 海岸巡防機関の職員（以下、海巡職員）は職務執行に当たって、以下の管轄権に関する事項に注意しなければならない。

（一）本国船舶については旗国管轄原則に基づき、管轄権を行使しなければならない。本国船舶内の犯罪者は、我が国領域内の犯罪を以て判定、処分する。

（二）外国船舶の管轄については、国際慣例又は国際法関連規定に十分な注意を払わなければならない。

（三）大陸船舶の管轄については、台湾地区及び大陸地区人民関係条例その他関係法令の規定に従って処理する。

（四）犯罪行為の捜査については、それぞれ領域管轄原則、国籍原則、被害者国籍原則、保護原則及び普遍原則に従って、管轄権を行使しなければならない。

四 各職場は事件届けを受理し、犯罪嫌疑その他危害事実を発見した場合、特殊、重大又は一般事件にかかわることなく、何れも直ちに対応し、以下の報告時機に応じて、各関係職場に逐次報告しなければならない。

（一）発見又は発生初期

（二）重大な変化があり又は重要段階が一段落した時

（三）事件の終結時

五 事件は管轄区の見守り隊により処理する。

領域外における本国艦船上の犯罪者については、本署が海巡部隊を派遣し護送のうえ帰還させ、艦船の船籍所在地又は犯罪後の停泊地の海巡部隊により捜査処理を行う。

各海巡部隊が当該管轄外の事件を受理した場合、必要な処置を施すとともに、直ちに引継先管轄区の見守り隊に通報のうえ処理しなければならない。

上級機関は特定の事件について、管轄の指定又は管轄の引継ぎを命ずることができる。

管轄区の境界が明確でないもの又は管轄区に関する問題については、共通する直接の上級機関によりこれを解決する。

六 涉外又は重大事件の取扱いに当たっては、緊急対応グループ³⁴及び勤務指揮センター³⁵の重大事件通報作業手続に従って処理しなければならない。

七 各職場は他の管轄区における重大海域事故発生を認知し又は事件捜査の必要に応じて相互に積極的な調整連携を図り、必要な協力を行って、全体的機能を発揮しなければならない。

八 海岸巡防機関及び国防部の海上任務に係る調整連携、相互支援に関する事項については、「行政院海岸巡防署及び国防部調整連携規則」及び「行政院海岸巡防署海洋巡防総局及び国防部海軍総司令部海上任務綜合支援協定書」に従って処理する。

事件の性質区分に応じて、海上紛争、非武装艦船の活動及び国防軍事事務に属さないものについては、海岸巡防機関が処理を行う。軍艦の活動、

34 「緊急対応グループ」：2001年3月7日に制定された「行政院海岸巡防署緊急対応グループ作業要点」；原文は《行政院海岸巡防署緊急應變小組編組作業要點》により設置されたグループを指す。同グループは海巡署の緊急対応体制を強化し、緊急重大事故及び災害発生に迅速に対応し、所属又は協力機関が直ちに所要の措置を講ずるよう適時指導することにより、事態の拡大を防止し、損害程度を減少させ、海域、海岸及び人命財産の安全を確保する目的で設置された。海巡署、海岸巡防総局、海洋巡防総局、各地区巡防局、各外勤海巡部隊、海岸巡防総隊の関係者により構成され、①多数の大陸漁船による越境滞留、異常集合、②重大な銃器弾薬、麻薬、密航事件の摘発、情報入手、③不法分子による船舶乗っ取り、④各職場の歩哨、勤務職員に対する襲撃、⑤職務遂行、犯罪捜査又は犯人逮捕の際の銃器使用、⑥抗議陳情デモの発生、以上6項目の事件に対応する。

35 「勤務指揮センター」：原文は《行政院海岸巡防署各級勤務指揮中心作業規範》「海岸巡防法」及び「行政院海岸巡防署組織法」に基づき、各級勤務指揮センター職員の勤務指揮手続き、監督、報告や報告取次ぎなどに係る資質を向上させ、海巡任務を遂行に寄与することを目的に、2000年4月5日に制定された。同規範によれば、同センターの基本的任務は、①海域、海岸状況の指導、処理、監督、陳情、②海域、海岸で執務に当たる職場、職員の勤務の統合、指揮、監督、③国防、警察、税関その他関係機関相互の通報連絡、④その他勤務指揮に関する事項、以上4事項である。任務区分は、①海巡署勤務指揮センター：「統合指揮」「海域管制」「海岸執務及び緊急重大事件の報告」「状況把握」「指導」「報告」及び「通報」、②海洋巡防総局：海洋執務監督並びに管轄区緊急重大事件の状況把握、処置、指導、監督及び通報、③海岸巡防総局：海岸執務監督並びに管轄区緊急重大事件の状況把握、処置、指導、監督及び通報、④地区巡防局：執務監督並びに管轄区緊急重大事件の状況把握、処置、指導、監督及び通報、以上4区分である。

国防軍事事務に関係するものについては、国防部が処理を行う。双方機関は他機関の求めに応じて相互協力を行うことができる。

九 海巡職員は職務を執行するに当たって、規定に従って制服を着用し又は身分証を提示するとともに、写真撮影、録音、録画その他証拠収集手段により、事件に関係する証拠を随時保全のうえ、主管機関に引き継ぎ調査処理の根拠としなければならない。

関連記録の作成要領については、本署が制定した「密航、密輸、違法漁労、麻薬等刑事事件捜査取調要領集」及び「司法警察機関刑事事件捜査取調要領集」並びに関係規定に従って処理しなければならない。

十 海巡職員が法に従って職務を執行中、反抗又は攻撃を受けた場合、必要に応じて以下の措置を講ずることができる。

(一) 艦長、艇長、船長又は隊付きの指揮官は直ちに警戒部署配置を発令のうえ完了させ、職員及び装備の安全確保に注意しなければならない。

(二) 被検査船舶との距離を保ってレーダーにより監視し、全プロセスを録画、撮影のうえ証拠を保全するとともに、規定に従って通報し、対応しなければならない。

(三) 反抗又は攻撃行為に対しては、視聴音響設備により警告のうえ制止し、必要に応じて船上の消防ポンプによる高圧放水又は上空射撃を実施して警告を行い、反抗又は攻撃行為の継続を制止しなければならない。

(四) 前項措置を講じたにもかかわらず制圧が不可能な場合、必要な武力を適切に使用し及び支援を申請し、法に従って執行する。

第三章 事件処理要領

第六節 涉外及び兩岸事務事件

九十八 海域における涉外事件については、最初に発生海域の管轄権を確定し、管轄権に問題がある場合は、国際慣例に従い、外交ルートを通じて処理し又は主管機関の調整により処理を行う。

各級勤務指揮センターは、必要に応じて外交部、交通部、国防部、行政院農業委員会漁業署、行政院国家搜索救助指揮センターその他関係事業主管機関などに通報し、連携して処理に当たるとともに、警察機関又は当方部隊に対して支援派遣の協力要請を行うことができる。

九十九 便宜置籍船上での台湾国籍を有する者と無関係の刑事事件については、犯罪行為が既に我が国の安定と秩序を乱している場合、旗国又

は船長が要求する場合、普遍的管轄権に関する事件、その他国際法に従って我が国が管轄権を行使できる事件を除いて、当該船舶に対して刑事管轄を行使してはならない。

前項の刑事事件に係る犯罪行為者又は被害者が中華民国の国籍を有する場合、属人主義の原則に従って、当方に刑事管轄権がある旨を明確に主張し、我が国へ帰還させ捜査処理を行うよう調整要求すると同時に、外交部に通報して外交ルートを通じて調整処理に当たらなければならない。

第一項の便宜置籍船とは、台湾地区及び大陸地区以外の第三国で登記された民間船舶であって、船舶所有者が中華民国の国籍を有するものを指す。

百 領域外における海賊、海上強盗又は重大刑事事件を認知した場合、これを処理しなければならない。但し、直ちに援助に向かうことができず又は当該船舶が既に他国領海へ進入したものについては、外交部及び関係事業主管機関に通報するとともに、積極的に協力してこれを処理しなければならない。

前項の状況においては、船籍所在地の海巡部隊は職員を派遣のうえ調査処理を行うとともに、船舶が帰港後、海洋巡防総局に報告のうえ捜査処理上の指揮を要請しなければならない。

百一 魚釣島列島海域及び南シナ海諸島海域については、以下の原則により処理しなければならない。

(一) 魚釣島列島海域

1. 魚釣島列島に対する主権を堅持する。
2. 理性及び平和的手段により処理する。
3. 中国共産党と協力することなく解決する。
4. 漁業者の権益を優先して考える。

(二) 南シナ海海域

1. 南シナ海の主権を堅持する。
2. 南シナ海の開発管理を強化する。
3. 南シナ海における協力を積極的に促進する。
4. 南シナ海問題を平和的に処理する。
5. 南シナ海の生態環境を維持する。

百二 外国政府公船が我が国の管轄海域を航行し、通常航行であると確認できたものについては、退去まで監視を継続するとともに、航海日誌に

記入のうえ、必要に応じて全プロセスを録画し、撮影して証拠収集を行い、当該政府公船の種類に応じて主管機関に証拠資料を送付し処理を行う。大陸政府公船が我が国制限水域外の排他的経済水域を航行する場合についても同様とする。

百三 外国及び大陸船舶が許可を得て探査、開発、海洋科学研究又は漁労を行う場合、必要に応じて周辺海域で警戒を実施し、その安全を確保するとともに、状況を報告しなければならない。

百四 外国及び大陸政府公船が我が国管轄海域において、許可なく海洋科学研究、探査を行い又は許可内容に適合しない行為に及んだ場合、以下の手段により処理する。

(一) 通報入手：直ちに巡防艦を当該海域に派遣する。

(二) 捜索発見：巡防艦艇、航空機、レーダーなどの装備により捜索し、又は国防部に連絡のうえ協力して捜索するとともに、監視警戒を実施する。

(三) 主管機関通報：外交交渉及び調整ルートを通じて退去を要求する。

(四) 退去措置：退去勧告を実施した後、必要な措置を講じ、最終的に強制退去などの措置を講ずるとともに、国防部へ通報して適時支援を受ける。

(五) 事件引継ぎ：事件の資料を関係機関に引き継いで処理を行う。

百五 外国民間船舶が排他的経済水域において許可なく海洋科学研究、探査若しくは漁労を行い又は許可内容に適合しない行為に及んだ場合、継続追跡、乗船、検査を実施し、必要に応じて強制退去又は関係者の逮捕を行い、船舶、施設、物品などを差し押さえ、主管機関に引き継いで処理を行うことができる。

香港澳門地区の民間船舶が排他的経済水域において許可なく海洋科学研究、探査若しくは漁労を行い又は許可内容に適合しない行為に及んだ場合、香港澳門関係条例及び平等互惠の原則に従って処理するものを除き、排他的経済水域法の規定に違反したものについては、外国船舶と同様の処理を行う。

百六 外国及び大陸の政府公船が重複海域において、我が国の国籍を有する船舶の航行、作業を妨害し、危害を加え、又はこれを退去させ、立入検査を企図し、船舶の差押えに及んだ場合、我が国の国籍を有する船舶及び人員の安全確保を優先し、実際の必要性に応じて国軍作戦指揮センターと調整して航空機、艦船を派遣し、協力して監視に当たるとともに、外交、

大陸事務及び漁業主管機関に協力、処理を要請し、我が国の国籍を有する船舶に対する危害を排除しなければならない。

百七 当方又は近隣の海域を航行中の大陸軍艦を発見した場合、監視、測定を続け、直ちに本署勤務指揮センターに報告すると同時に、国防部に通報して処理を行う。

百八 科学研究及び情報収集などの大陸政府公船については、以下の方式で処理を行う。

(一) 制限、禁止水域内：当該政府公船に直ちに制限、禁止水域から退去するよう要求し、退去要求に従わないものについては、退去させるとともに、国防部、行政院大陸委員会に通報のうえ連携して適宜処理する。

(二) 制限水域外：通常航行である場合、厳格に監視した後、逐次相應の勤務指揮センターに報告するとともに、海軍戦情センターに通報する。科学研究又は情報収集行為に及んだものについては、百七の規定に従って処理を行う。

前項の基準作業プロセスを別図一に示す。

百九 各級勤務指揮センターは、大陸政府公船による当方又は大陸民間船舶の被追跡逮捕に係る通報を受けた場合、直ちに艦艇を派遣し、以下の方式に従って処理する。

(一) 大陸政府公船及び被追跡逮捕船舶が何れも制限、禁止水域外にある場合：

1. 当方民間船舶が被追跡逮捕船舶である場合：旗国主義の原則に従って、調整のうえ海上の適当な場所において記録を作成した後、人員、船体を当方に帰還させる。

2. 大陸民間船舶が被追跡逮捕船舶である場合：警戒監視を厳にし、勤務指揮センターとの連携を保ち、必要に応じて兩岸共同犯罪取締方式に従って協力する。

(二) 大陸政府公船又は被追跡逮捕船舶が既に制限、禁止水域内に進入している場合：

1. 大陸政府公船が制限、禁止水域内に進入している場合：大陸政府公船に制限水域外へ退去するよう要求しなければならない。

2. 当方民間船舶が被追跡逮捕船舶である場合：海巡職員が当該船舶の立入検査を実施し、人員及び船舶書類を確認し、立入検査記録表を作成す

る。検査の結果、我が国の法令に違反する証拠がないものについては、通航を許可し又は随伴警戒のうえ帰港させなければならない。検査の結果、我が国の法令に違反する証拠があるものについては、拘束のうえ回航させ捜査処理を行う。

3. 大陸民間船舶が被追跡逮捕船舶である場合：海巡職員が当該船舶の立入検査を実施し、人員及び船舶書類を確認し、立入検査記録表を作成する。検査の結果、我が国の法令に違反する証拠がないものについては、制限水域外へ退去させる。検査の結果、我が国の法令に違反する証拠があるものについては、護送のうえ帰還させ捜査処理を行い、必要に応じて兩岸共同犯罪取締方式に従って処理する。

百十 海巡艦艇と大陸政府公船の双方が同一事件について管轄権を主張した場合、以下の原則に従って処理を行う。

(一) 共同犯罪取締方式に従って同意のうえ処理するとともに、海巡艦艇を支援し優勢に導き、当方の事件関連船舶、人員を帰港させ処理を行う。

(二) 同意による調整ができない場合は、武力衝突を避け、直ちに関係先に通報し支援を求めるとともに、緊急事態に備えなければならない。

百九、百十の基準作業手続きを添付図 2 に示す。

百十一 事件に関連する当方又は大陸の民間船舶が大陸方向に向かって逃走した場合、海巡艦艇は全プロセスの証拠を収集し、勤務指揮センターと密接に連携して、随時船位を測定して所在海域を確認しなければならない。被追跡逮捕民間船舶が既に当方管轄海域を離れ又は大陸水域に進入した場合は、追跡逮捕を中止するとともに、本署勤務指揮センター及び情報処に通報しなければならない。

百十二 事件に関連する当方又は大陸の民間船舶を追跡逮捕し、当方管轄海域を離れ又は大陸水域に進入した場合は、事件の必要性を考慮のうえ、兩岸仲介団体を通じて捜査逮捕の協力を取り次ぐことができる。

係争がある事件については、前項の方式により調整処理を行うことができる。